

6 資 審 第 68 号  
令和 7 年 3 月 24 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 7 年 3 月 11 日付け 6 消安第 7114 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるシフルトリンの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：シフルトリン (各異性体の和) )	
	改正前	改正後
えん麦	2	2
大麦	2	2
小麦	<u>2</u>	<u>0.2</u>
とうもろこし	<u>2</u>	<u>0.05</u>
マイロ	<u>2</u>	<u>3.5</u>
ライ麦	2	2
牧草	<u>3</u>	<u>50</u>

- ・ 下線は改正部分。
- ・ 基準値を設定するシフルトリンは各異性体の和をいう。

6 資 審 第 69 号  
令和 7 年 3 月 24 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 7 年 3 月 11 日付け 6 消安第 7115 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるフェニトロチオンの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：フェニトロチオン)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>1</u>	<u>6</u>
大麦	<u>5</u>	<u>6</u>
小麦	<u>10</u>	<u>15</u>
とうもろこし	1	1
マイロ	<u>1</u>	<u>6</u>
ライ麦	<u>1</u>	<u>6</u>
牧草	10	10

- ・ 下線は改正部分。